

26. 各 国 の 減 価 償

国別		日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
区分				
普 通 償 却	減価償却の対象資産	① 建物及びその付属設備 ② 構築物 ③ 機械及び装置 ④ 船舶 ⑤ 航空機 ⑥ 車両及び運搬具 ⑦ 工具、器具及び備品 ⑧ 鉱業権、特許権等15種類の無形固定資産 ⑨ 牛馬果樹等	事業の用に供する資産及び所得を得るために保有する資産。ただし、特許権、著作権等の無体財産(のれんは除く。)を含む。	① 産業用建物(ただし、開発地域以外におけるホテル、事務所、小売店等サービス業の建造物は含まない。) ② 機械設備(自動車、船舶を含む。) ③ 鉱業用・油井用施設 ④ 農業用構築物 ⑤ 特許権 ⑥ 科学研究費 ⑦ ノウ・ハウ

却 制 度 の 概 要

西 ド イ ツ	フ ラ ン ス	イ タ リ ア	カ ナ ダ
有形又は無形の固定資産で、減価する性質を有するもの。	減価が確実に認められる資産。これには建造物、機械、設備、特許権のように時間とともに減価する資産が含まれる。土地、営業権、賃借権等についても、減価の証明がなされれば減価償却が認められる。	建物、機械、装置等の有形固定資産及び特許権、商標権、ノウ・ハウ等の無形固定資産で、減価する性質を有するもの。	レギュレーションにより定められた資産について減価償却が行われる。なお、レギュレーションでは対象資産を第1種から第29種に区分している。

26. 各 国 の 減 価 償

区分	国別	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	
普 通 方 法	償 却	① 定額法 ② 定率法 ③ 生産高比例法（鉱業用減価償却資産に限る。） ④ 取替法 ⑤ その他国税局長の承認を受ける方法 （減耗償却） 鉱業を営む者は、鉱物の売上高の15%（ただし、鉱業所得の50%を限度とする。）を採鉱準備金に繰入れれば損金算入される。準備金設定後3年以内に新鉱床探鉱の費用等を使用しなかった場合は、課税所得に算入される。 なお、3年以内に新鉱床探鉱費を支出したときは、準備金を取りくずして益金に算入するとともに、「新鉱床探鉱費の特別控除」により益金算入額と同額（その年の所得金額を限度とする。）の所得控除を認める。（この方法により、準備金を所得控除に振替えるわけである。） また、海外自主開発鉱山からの引取鉱石に係る採掘所得についても同様の制度がある。	① 定額法（耐用年数が3年未満である資産及び無体財産は定額法のみ） ② 定率法（ただし、償却率は、通常、定額法の償却率の2倍を限度とする。） ③ 級数償却法 ④ その他継続的方法（減耗償却） 鉱業、石炭業、石油・ガスの採掘業及び林業については次のいずれかの方法による償却が選択できる。なお、林業については①のみが適用される。 ① 原価法 控除額は 取得原価× $\frac{\text{売却量}}{\text{推定総埋蔵量}}$ ② 比率法 控除額は、減耗資源からの総所得に、次の一定率を乗じた金額（課税所得の50%を限度）とする。 22.0%…石油、ガス、硫黄、国内産の鉛、錫、亜鉛等 15.0%…国内産の金、銀、銅、鉄等 14.0%…他に含まれない鉱物（国外産出を含む。） 10.0%…石炭等 7.5%…れんが又は下水管用の粘土等 5.0%…砂利、砂、軽石等	① 定額法 ② 定率法（機械設備に限る。） ③ 生産高比例法（鉱業用・油井用施設に限る。） ④ 取替法（機械設備に限る。） （減耗償却） 鉱山、油井、その他の減耗性鉱物資源の鉱床又はその上の権利の取得のために負担した資本的支出 年償却額は、最初の採掘時からの経過期間に応じ、権利使用料相当額の10%、25%、50%のいずれかによる。ただし、国外のものについては、5%と生産高比例法による償却率とのうちいずれか大きい方による。	
		耐用年数	大蔵省令により、資産の種類別にすべて法定されている。ただし、資産の材質、製作方法等又は使用時間が異なるため耐用年数が法定年数と著しく異なる場合は国税局長の承認を受けて年数の短縮又は増加償却を行うことができる。	原則として、納税義務者は自己の経験等に基づき合理的な耐用年数を決め、減価償却を行う。ただし、ADR制度が導入されており、これを選択する場合には減価償却レンジ（一定の耐用年数ガイドラインの上下20%）が大体事業別に定められており（Revenue Procedure 72-10）、納税義務者はこのレンジ内で自由に耐用年数を定めることができる（ただし、土地改良及び建物に係るものは一定の耐用年数ガイドラインのみが定められている。） なお、ADR制度を選択する場合には、この制度の適格となるすべての資産について、この制度を適用しなければならない。	1970年10月27日以降に取得した機械設備については、初年度に60%の償却が認められ、次年度以降については残存価額について25%の定率法による減価償却がなされることとなっていたが、1972年3月22日以降初年度に100%の償却を行うことができるようになった。 他の資産については、耐用年数が個別的に法定されている。
		陳腐化	技術の進歩等により著しく陳腐化した減価償却資産については、承認を受けた使用可能期間を基礎として計算した未償却残額と簿価との差額を一時に償却することができる。	技術革新等により資産の耐用年数が著しく短縮された場合には、耐用年数を調整することが認められる。	
		償却不足の繰越し	特別償却に係る償却不足額に限り3年間の繰越しが認められる。	償却不足額の繰越しは認められない。	損失計上年度の償却不足額の繰越しは無期限に認められる。

却 制 度 の 概 要 (続)

西 ド イ ツ	フ ラ ン ス	イ タ リ ア	カ ナ ダ
① 定額法 ② 逦減的減価償却法 ③ 定率法 (ただし、償却率は、定額法の償却率の2倍及び20%を超えてはならない。) ④ 段階逦減的償却法 (ただし、初年度の償却額及び最初の3年間の償却額は、定率法による償却額を超えてはならない。) ⑤ 稼働率に基づく減価償却法 ⑥ 異常減価のための特別償却 (減耗償却) 鉱業、採石業その他実体の減耗を伴う事業 年償却額 = 取得価額 × $\frac{\text{年採掘量}}{\text{取得時の全埋蔵量}}$	① 定額法 ② 定率法 1960年1月1日以降に取得又は設置された耐用年数3年以上の設備財について認められる。 ③ その他特別の方法 (例えば自動車については、その走行料数に応じて償却額が決まる。) (減耗償却) 一定の固体鉱物の探索、開発を行う企業は、販売額の15% (鉱業純所得の50%を限度) を非課税の準備金に繰入れることが認められる。ただし、準備金設定後5年以内に当該事業に再投資しなかつた場合には、先に準備金に繰入れた金額は、益金に算入される。 液体及び気体炭化水素の探索開発を行う企業の場合には、準備金への繰入率は販売額の27.5% (純所得の50%を限度)、準備金設定後の投資猶予期間は5年とされる。	定額法のみ	原則として定率法によるが、一定の資産については定額法による。 (減耗償却) 鉱山業、林業、油井、ガス井を営む者及び鉱石を加工 (ブライム・メタルの段階まで) する者は所得の33⅓%を所得控除できる。 また、石炭鉱業を営む者は採掘した石炭1トンにつき10セント所得控除できる。
事業上通常の利用年数による。1957年に特定の償却資産の耐用年数表が作成されたが、法的拘束力を有するものではない。	一般的に適用される統一的な耐用年数は定められておらず、行政裁判所が審理した事件において採用された償却率が一応の基準とされている。定率法の償却率は、定額法の償却率に耐用年数に応じて定められた次の係数を乗じて算出する。 3年又は4年の場合 1.5 5年又は6年の場合 2 6年を超える場合 2.5	各業種の標準耐用年数に基づき、資産の種類毎に財務省令により定められている。特許権等については、法律又は契約によるとされているが、これらにより定められない場合は5年とされる。	耐用年数は特に定められておらず、定率法による減価償却の場合には未償却額に対する償却率、定額法による減価償却の場合には取得費用に対する償却率がそれぞれ定められている。
技術革新等により陳腐化した減価償却資産については、通常よりも高額な償却が認められる。		な し	な し
償却不足額の繰越しは認められない。	償却不足額の繰越しは損失計上年度の場合には無期限に認められる。ただし、以後、利益が生じた最初の年度に償却しない場合においてはその後の繰越しは認められない。利益計上年度の場合には、定額法による償却累積額を超える部分についてのみ認められる。	償却不足額は、標準減価償却期間後の期間に繰越すことができる。ただし、ある年度における償却不足額が限度額の2分の1を超える場合には、当該超過額 (償却不足額から限度額の2分の1を減じた額) の繰越しは認められない。ただし、現実の使用度合が低いために償却不足となつた場合はこの限りではない。	償却不足額の繰越しは認められない。

26. 各 国 の 減 価 償

国別 区分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
特 別 償 却	(1) 特定設備等の特別償却（措法43） 次の特定設備等について普通償却に加えて、初年度にそれぞれに掲げる割合の特別償却 ① 公害防止施設 2分の1 （ただし、中小企業については、3年間各年30%の均分償却との選択） ② 無公害化生産設備 3分の1 ③ 井戸から工業用水道へ転換するための機械設備 3分の1 ④ 防災設備 3分の1 ⑤ 廃棄物再生処理設備 3分の1 ⑥ 省エネルギー設備 3分の1 ⑦ 製品安全検査設備 3分の1 ⑧ 民生安定に寄与する機械設備 4分の1 ⑨ 情報処理の高度化に必要な電子計算機 4分の1 ⑩ 地方鉄道業等を営む法人の都心乗入れ等の設備 4分の1 ⑪ 原子力発電設備 4分の1 ⑫ 大都市及びその周辺地域における電気事業の地中化送配電設備 4分の1 ⑬ 大都市等及びその周辺地域におけるガス事業のガス供給設備 4分の1 ⑭ 海運業の経営合理化に資する船舶 4分の1 ⑮ 航空運輸業の経営合理化に資する航空機 4分の1 （最大離陸重量が75～190トンの航空機については、5分の1） ⑯ 中小小売商業近代化のための共同利用施設又は店舗用の建物等及びその付属設備 10分の1 (2) 新技術企業化用機械設備等の初年度3分の1の特別償却（措法44） (3) 低開発地域開発用工業機械等の初年度3分の1（建物及び付属設備は5分の1）の特別償却（措法45） (4) 中小企業が製造業、建設業等の事業の用に供する機械装置（50万円以上のものに限る。）の初年度5分の1の特別償却（措法45の2） (5) 中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の5年間5割増の割増償却（措法45の3） (6) 障害者を雇用する場合の機械等の3分の1割増償却（措法46）	(1) 初年度償却制度 耐用年数6年以上の資産（建物、無形資産を除く。）については価格1万ドル以下の部分について初年度において20%の追加償却を認め、その残額について普通償却が認められる。 (2) 公害防止施設の特別償却 一定の公害防止施設について、通常の償却に代えて60か月の均等償却を選択することが認められる。 (3) 鉄道車両の特別償却 1974年以前に事業の用に供された一定の鉄道車両について、通常の償却に代えて60か月の均等償却を選択することが認められる。 なお、トンネル工事費等については50年の均等償却が認められる。 (4) 炭鉱保安設備の特別償却 1974年以前に事業の用に供された一定の炭鉱保安設備について、通常の償却に代えて60か月の均等償却を選択することが認められる。 (5) 職業訓練施設の特別償却 納税義務者の被用者に対する職業訓練施設の建設費等について、それが1976年以前に支出されたものである場合は、通常の償却に代えて60か月の均等償却を選択することが認められる。 (6) 保育施設の特別償却 主として納税義務者の被用者の子女に対する保育施設の建設費等に関して、それが1976年以前に支出されたものである場合には、通常の償却に代えて60か月の均等償却を選択することが認められる。	(1) 初年度特別償却制度（期初償却） 次の項目に該当する資本的支出に対しては、通常の減価償却のほかに、初年度において次のような特別償却が認められる。 ① 新規産業用建物 50% ただし、産業用建物にかかる断熱工事に対する資本的支出については 100% ② 鉱業用・油井用施設 開発地域及び北アイルランド 100% その他地域 40% (2) 自由償却制度 1965年4月6日以降に取得した新規船舶については自由償却が認められる。 (3) 試験研究施設等の初年度償却 1962年11月6日以降になされた試験研究のための資本的支出については、初年度に100%の償却が認められる。 (4) 産業用機械設備についての初年度償却 1970年10月27日以降開発地域において取得された新規産業用機械設備については初年度に100%の償却を行うことが認められていたが、1972年3月22日以降取得された産業用機械設備については、地域のいかに問わずすべて初年度に100%の償却を行うことができる。 (注) 1972年3月22日以降、開発地域及び中間地域における産業用建物並びに開発地域における機械設備に対して20%の補助金が交付される。当該補助金は特別開発地域においては22%とされる。なお、当該補助金の支給を受けても、(1)①の初年度特別償却又は(4)の100%の初年度償却を行うことが認められる。

却 制 度 の 概 要 (続)

西 ド イ ツ	フ ラ ン ス	イ タ リ ア	カ ナ ダ
(1) 住 居 1965年以後に着工申請のあつたものについて、建築後8年間は建築費の5% (最高限度15万マルク)を定額償却、それ以後は未償却残高の2.5%を定額償却 (2) 工業用建物、倉庫及び農業用建物 避難民及びナチにより迫害、追放を受けた者は、製造、加工、貯蔵の用に供する建物について、一般償却のほか、建築の年及び翌年度にそれぞれ建築価額の10%を特別償却 (3) 農林業用資産 一定の資産について一般償却のほか、取得年度及びその翌年度に動産50%、不動産30%の特別償却 (4) 汚水損害防止施設 直接、かつ専ら汚水による損害を防止するための施設については、一般償却のほか、5年間に動産50%、不動産30%の特別償却 (5) 鉱山施設 命令で定める一定の鉱山施設について一般償却のほか、5年間に動産50%、不動産30%の特別償却 (6) 大気汚染防止施設 一般償却のほか、5年間に50%の特別償却 (7) 住宅付属施設 命令で定める住宅施設について一般償却に代え10年間に各年10%の償却 (8) 治療病院施設 一般償却のほか、取得年度及びその翌年度に動産50%、不動産30%の特別償却 (9) 研究開発用資産 一定の研究開発用資産について、一般償却のほか、5年間に動産50%、不動産30%の特別償却 (10) 騒音防止用施設 一定の騒音防止用施設について一般償却のほか、5年間に、動産50%、不動産30%の特別償却 (11) 外航船舶 一般償却のほか、5年間に40%の特別償却 (12) 航空機 一般償却のほか、5年間に30%の特別償却 (13) ベルリンにおける住宅等の資産 一般償却に代えて、住宅については3年間50%の特別償却、その他一定の経済財について3年間75%の特別償却	初年度特別償却制度 次の施設について初年度に次に掲げる割合の特別償却が認められる。なお、初年度における普通償却は特別償却後の価額を基準にして計算される。 (1) 工業用水浄化施設 (建物、構築物) 2分の1 1975年12月31日以前に建設されたものに限る。 (2) 大気汚染防止及び臭気防止施設 (建物、構築物) 2分の1 1975年12月31日以前に建設されたものに限る。 (3) 科学・技術研究事業用建物、設備及び機械 2分の1 (4) 商・工業用施設 (建物及び構築物) 4分の1 1975年12月31日以前に建設されたもので、大蔵大臣の特別承認を得たものに限る。特別承認は、低開発地域に対する投資等につき与えられる (ただし、(3)と重複しては認められない。)	(1) 資産の使用度合が標準の使用度合に比較して激しい場合には、当該使用度合に比例した超過償却を行うことができる。 (2) 見込み減価償却 初年度及びそれに引続く2課税年度(3年間)においては各年15%以内の追加償却を認める。	(1) 特定の船舶 カナダにおいて建造され一定の条件を満たす船舶については3分の1 (一般は15%)の定率法で償却できる。 (2) 水質汚濁防止施設 1965年4月27日以降1973年末までの間水質汚濁防止のため取得された資産については、毎年取得費用の2分の1を限度として償却できる。 (3) 大気汚染防止施設 1970年3月12日以降1973年末までの間大気汚染防止のため取得された資産については、毎年取得費用の2分の1を限度として償却できる。 (4) 新規開発鉱山施設 新規開発鉱山に係る建物、鉱業用機械装置、輸送用施設等については30%の定率法で償却できる。 (5) 製造・加工業用機械・施設 1972年5月9日以降1974年末までに取得された製造・加工業用の機械・施設については、毎年取得費用の2分の1を限度として償却できる。

26. 各 国 の 減 価 償

区分	国別 日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
特別償却 (続)	(7) 新築貸家住宅等の5年間20割増(耐用年数45年以上の貸家住宅については30割増、中高層の店舗等併設住宅の店舗等は10割増)の割増償却(措法47) (8) 特定備蓄施設等の5年間5割増の割増償却(措法48) (9) 鉱業用坑道等の初年度全額特別償却又は全期間30%の割増償却(措法49) (10) 造林費の初年度3分の1の特別償却(措法50) (11) 中小企業構造改善等事業用共同施設の3分の1(建物及びその付属設備は、福利厚生施設に該当するものは5分の1、その他のものは10分の1)の特別償却(措法51) (12) 事業を転換する特定の中小企業者等の施設の償却の特例(措法51の2)		
(参考)資産再評価価	(1) 第1次再評価 昭25.1.1~10.30の期間 再評価差額に対して6%課税 (2) 第2次再評価 昭26.1.1~9.30の期間 課税条件は第1次に同じ (3) 第3次再評価 昭28.1.1から2年間 再評価差額に対し6%課税、 ただし、減価償却資産について、 最低限度以上の再評価を行つた者に対しては、一定方法により 減免 (4) 第4次再評価 中小企業を対象として、昭和 32.1.1から1年間 再評価差額に対して1.5%課税	な し	な し
備考			

却 制 度 の 概 要 (続)

西 ド イ ツ	フ ラ ン ス	イ タ リ ア	カ ナ ダ
(14) 東独境界地域に対する投資資産 一般償却のほか、5年間に動産50%、不動産30%の特別償却 (注) 1973年2月18日以降、振興必要地域において事業所を設立若しくは拡張する場合又は研究、開発のため事業所を設立若しくは拡張する場合には、取得又は製造した経済財の7.5%の投資補助金が交付される。			
1948年の通貨改革は金銭及び金銭債権のみを10分の1に切下げ、それ以外の財産価格は従来通りとして、新通貨に基づく開始貸借対照表(ドイツマルク開始貸借対照表)が作成されたため、実質的に資産再評価の効果をもった。	(1) 1次(1945年)、2次(1946年)、3次(1947年以降)にわたり行われた。再評価差額については、再評価特別準備金に繰入れたときは免税とし、資本に繰入れたときは2.4%の出資税、特別準備金を分配した場合は12%の税を課する。 (2) 1959年末現在で過去3年間の平均売上高が5百万フランを超える商工業を営む法人及び個人は、1963年末までに、新倍率により再評価を行うことが義務づけられ(条件は従来と同じ)、それ以外のものは再評価の実施は自由(ただし、1963年末まで)である。 1959年12月28日までに終る事業年度中に行われた再評価の準備金で1959年6月30日までに分配されず、又は資本に繰入れられなかつたものについては3%で課税する。	1952年に再評価(再評価益は免税)が認められた。	な し
連邦政府は著しい景気過熱の場合には、政令(簡易化された手続による連邦参議院及び連邦議会の同意を要する。)により政令公布の日から1年以内に取得又は発注した固定資産につき、特別償却、割増償却及び逓減的減価償却法による普通償却の全部又は一部を否認することができる。 この規定に基づく政令により、1973年5月8日から、同年11月30日まで一部の動産に対する逓減的減価償却を一時停止した。			